

## うきは市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 委託方針

うきは市放課後児童クラブ運営事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、保護者が安心してその児童を預けられる環境の整備に努め、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全育成を図るとともに、保護者が安心して児童を育て、子育てと仕事等の両立を支援することを目的とし、うきは市が実施主体となり民間事業者に委託して事業実施するものです。

### 2 委託場所

#### (1) 吉井学童保育所

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 名称   | 吉井学童保育所 にこにこクラブ         |
| 所在地  | うきは市吉井町1076番地1          |
| 施設面積 | 188.70㎡（専用区画面積：126.46㎡） |
| 定員   | 70名                     |

#### (2) 千年学童保育所

|      |                        |
|------|------------------------|
| 名称   | 千年学童保育所 ひまわりクラブ        |
| 所在地  | うきは市吉井町千年245番地1        |
| 施設面積 | 151.5㎡（専用区画面積：100.37㎡） |
| 定員   | 59名                    |

#### (3) 江南学童保育所

|      |                        |
|------|------------------------|
| 名称   | 江南学童保育所 きらきらルーム        |
| 所在地  | うきは市吉井町八和田818番地2       |
| 施設面積 | 137.05㎡（専用区画面積：70.94㎡） |
| 定員   | 41名                    |

#### (4) 大石学童保育所

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 名称   | 大石学童保育所 ラビットクラブ       |
| 所在地  | うきは市浮羽町古川468番地3       |
| 施設面積 | 49.00㎡（専用区画面積：38.72㎡） |
| 定員   | 22名                   |

### 3 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、契約日の翌日から令和8年3月31日までの期間は、業務実施準備期間とする。

#### 4 委託業務

別紙「うきは市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり。

#### 5 委託料

別紙仕様書のとおり。

#### 6 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社等法人格を有する事業者とします。

- (1) 放課後児童健全育成事業または類似の児童福祉関係事業の運営実績が1年以上あること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は応募資格がないものとする。
  - ① 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体
  - ② 次の各号に該当する者が役員となっている団体
    - (ア) 破産者であって復権を得ない者
    - (イ) 成人被後見人又は被保佐人
    - (ウ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - (エ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - (オ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市から入札等の参加を制限されている者
  - ④ 国税、県税、市町村民税を滞納している者
  - ⑤ 団体又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又は暴力団員と社会的に非難される関係にある者
  - ⑥ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを行っている者

## 7 スケジュール

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 募集開始    | 令和7年11月10日（月）            |
| 質問受付    | 令和7年11月10日（月）～ 11月21日（金） |
| 質問回答    | 令和7年11月27日（木）            |
| 応募書類受付  | 令和7年11月14日（金）～ 12月5日（金）  |
| 一次審査・決定 | 令和7年12月9日（火）予定           |
| 二次審査・決定 | 令和7年12月19日（金）            |
| 準備・引継   | 令和8年1月～                  |

## 8 応募手続き

### （1）募集開始

- （ア） 期間 令和7年11月10日（月）から  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- （イ） 時間 午前8時30分～午後5時15分
- （ウ） 場所 うきは市福祉事務所こども支援係（うきは市役所西別館内）
- ※実施要領及び応募様式は、市のホームページからダウンロード可能。  
うきは市ホームページアドレス <http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/>

### （2）質問等の受付

- （ア） 質疑の方法  
実施要領の「別紙1」により、FAXで提出すること。  
FAX以外の方法による質問は受け付けない。  
※FAX送信後は、必ず電話で受信の確認をすること。  
FAX：0943-75-4963  
電 話：0943-75-4961（直）
- （イ） 受付期間  
令和7年11月10日（月）～令和7年11月21日（金）
- （ウ） 回答日  
令和7年11月27日（木）  
市のホームページにて回答する。

### （3）応募書類の受付

- 応募者は、実施要領の「別紙2」に規定する書類を提出すること。
- （ア） 期間 令和7年11月14日（金）～令和7年12月5日（金）
- （イ） 時間 午前8時30分～午後5時15分
- （ウ） 場所 うきは市福祉事務所こども支援係（うきは市役所西別館内）
- （エ） 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- ② 会社概要（様式第 2 号）
- ③ 法人役員一覧（様式第 3 号）
- ④ 法人の登記簿謄本（応募申込日前 3 か月以内発行のもの）
- ⑤ 法人の定款（最新のもの）
- ⑥ 直近の財務諸表
- ⑦ 納税証明書（国税、県税、市町村民税）
- ⑧ 宣誓書（様式第 4 号）
- ⑨ 企画提案書（様式第 5 号）
- ⑩ 年間計画書（様式第 6 号）
- ⑪ 業務実績票（様式第 7 号）

（オ）提出部数

10 部（正本 1 部・副本 9 部） ※副本はコピー可

※提出された書類は返却しない。応募に係る費用は、応募者の負担とする。

※提出書類は A 4 縦サイズに統一し、「別紙 2」の順にファイル（左 2 穴）に綴じ込むこと。

（カ）提出方法

期間内に応募者が提出場所へ直接持参するか、郵送にて提出すること（郵送の場合は応募書類受付日末が必着）。

（４）失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （ア）応募者及び関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合。
- （イ）応募書類に虚偽又は不正があった場合
- （ウ）応募書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- （エ）書類申請後、応募資格を満たさなくなった場合
- （オ）その他不正な行為があった場合

## 9 一次審査（参加資格審査・書類審査）

参加資格の審査を行うものとする。ただし、参加資格合格者が 3 者より多い場合、実務実績、企画提案書等の内容により書類審査を行い、上位 3 者を一次審査合格者とする。

一次審査結果通知は、応募者全員に書面をもって通知する。また、一次審査合格者には、プレゼンテーションの日時・場所・詳細について併せて通知する。なお、審査結果については公表しないものとする。

## 10 二次審査（プレゼンテーション審査）

（１）選考方法

- ① 「うきは市放課後児童クラブ運営業務委託事業者選考委員会設置要綱」に基づ

き設置する委員会において候補者の選考を行う。

- ② 委員会は、応募事業者から提出された応募書類をもとに面接審査により選考を行う。
- ③ うきは市長は選考委員会における候補者の選考結果の報告を受けた上、委託事業者を決定する。

(2) 審査項目

- ① 運営理念
- ② 支援員等の雇用・指導体制
- ③ 保育業務
- ④ 安全管理体制

(3) 選考結果

選考の結果については、応募者全員に書面をもって通知する。

(4) 選考の取り消し

選考された事業者が、放課後児童クラブ運営業務委託事業者としてふさわしくないと認められる事実が判明したとき、選考を取り消すことができる。その場合、市は一切の損害賠償責任を負わないこととする。

## 11 担当部署

うきは市役所 福祉事務所 こども支援係

住 所：〒839-1393

福岡県うきは市吉井町新治316

電 話：0943-75-4961

FAX：0943-75-4963

担 当：大島、蔵満